

鳥取県告示第272号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年5月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成21年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人創造
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
杉根 修
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市八屋301-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主に精神障害者に対して、地域での交流、創造的活動、生産活動、福祉サービスに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
目的、種類及び事業